

## 生産行程管理業務規程

作成日 平成 30 年 3 月 7 日

更新日 令和 7 年 4 月 1 日

### 1 作成者

住所（フリガナ）：（〒038-3595）青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 200 番地 1  
（アオモリケンキタツガルグンツルタマチオオアザツルタアザハヤセ 200 バンチ 1）

名称（フリガナ）：つるたスチューベン日本一推進協議会  
（ツルタスチューベンニホンイチスイシンキョウギカイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 成田 義弘

ウェブサイトのアドレス：https://steuben.jp/

### 2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（ぶどう）

### 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：つるたスチューベン（ツルタスチューベン）、Tsuruta Steuben

### 4 明細書の変更

つるたスチューベン日本一推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更をおこなうものとする。

### 5 明細書適合性の確認

#### （1）品種の確認

推進協議会は、生産者に圃場の所在地・面積、品種、栽培方法を記載した「つるたスチューベン栽培実績報告書」（以下「栽培実績報告書」という。）を出荷前までに作成・提出させ、その記載内容により品種を確認する。

推進協議会は、栽培実績報告書を確認した結果、明細書に記載の品種を用いていないことが疑われる場合は、現地調査を実施する。

#### （2）栽培方法の確認

推進協議会の構成団体である「津軽ぶどう協会」、「つがるにしきた農協鶴翔ぶどう部会」「有限会社津軽ぶどう村」等（以下「構成員団体」という。）は、各団体に所属する生産者に対して年 1 回以上現地調査を実施し、確認結果を推進協議会へ報告する。

推進協議会は、（1）の栽培実績報告書の記載内容及び構成員団体の確認結果から、生産者が栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。確認の結果、栽培方法を遵守していないことが疑われる場合は、推進協議会が現地調査を実施する。

### (3) 出荷規格及び最終製品の確認

構成員団体は、所属する生産者の出荷の前までに出荷規格を確認し、確認結果を推進協議会へ報告する。

生産者は、出荷規格、出荷数量、G I マーク使用実績を記載した「つるたスチューベン出荷実績報告書」(以下「出荷実績報告書」という。)を3月31日までに推進協議会へ提出する。

推進協議会は、構成員団体からの報告と出荷実績報告書の記載内容を確認し、出荷規格を遵守しているか否かを確認する。確認の結果、出荷規格を遵守していないことが疑われる場合は、推進協議会が現地調査を実施する。

## 6 明細書適合性の指導

### (1) 品種及び栽培方法について

推進協議会は、生産の方法が明細書に記載のとおりに行われていないことを確認した場合には、生産者に対して警告を発し、是正を求める。

推進協議会が警告を発したにも関わらずこれに従わない場合には、当該生産者からの「つるたスチューベン」としての出荷を停止する。

出荷停止となった生産者に対しては、推進協議会が生産方法及び出荷規格の指導を行う。

### (2) 出荷規格及び最終製品について

推進協議会は、明細書に記載の基準を満たさないスチューベンについては、地理的表示である「つるたスチューベン」及び登録標章を付した状態で出荷させない。

### (3) 基準の遵守について

推進協議会は、生産者に対し、年1回以上、各団体の総会等を利用し、明細書に記載の基準の遵守徹底を図るものとする。

## 7 地理的表示等の使用の確認

(1) 推進協議会は、選果が終わり出荷する際に、明細書に記載された基準を満たしているスチューベンの中に、地理的表示である「つるたスチューベン」及び登録標章が使用されているかを目視で確認する。その際、地理的表示である「つるたスチューベン」及び登録標章を使用している商品及び梱包表示についても確認する。

(2) 推進協議会は、(1)の確認の際には、以下のスチューベンがあるか否かを確認する。

- ア 明細書に記載の基準を満たしていないスチューベンであるにもかかわらず、地理的表示である「つるたスチューベン」及び登録標章が使用されているスチューベン
- イ 地理的表示である「つるたスチューベン」のみが使用されているスチューベン
- ウ 登録標章のみが使用されているスチューベン
- エ 地理的表示である「つるたスチューベン」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているスチューベン

## 8 地理的表示等の使用の指導

(1) 推進協議会は、前記7の確認の際に以下の表示を確認した場合は、「つるたスチューベン」としての出荷を停止し、当該表示を行った生産者に対し、警告を発し是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、推進協議会の構成員が出荷の際に使用する「つるたスチューベン」専用包材の配布を中止し、その使用も禁止する。

ア 明細書に記載の基準を満たしていないスチューベンであるにもかかわらず、地理的表示である「つるたスチューベン」及び登録標章が使用されている場合

イ 地理的表示である「つるたスチューベン」のみが使用されている場合

ウ 登録標章のみが使用されている場合

エ 地理的表示である「つるたスチューベン」に類似する表示または登録標章に類似する標章が使用されている場合

(2) 推進協議会は年1回以上、各団体の総会等の機会を利用し、全生産者に対し、地理的表示及び登録標章の適正な使用について、周知徹底を図る。

## 9 実績報告書の作成等

推進協議会は、4月1日から翌年3月31日までを1年度として、年度終了後1か月以内に以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

(1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書

(2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる以下の資料

推進協議会が作成した検査記録（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）

(3) 提出時における最新の明細書

(4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

## 10 実績報告書等の保存

つるたスチューベン日本一推進協議会は、前記9により作成、提出した資料に加え、以下の書類を推進協議会事務局に提出の日から5年間保存するものとする。

(1) つるたスチューベン栽培実績報告書

(2) つるたスチューベン出荷実績報告書

